

総務省行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改正案						現 行					
別表第1 行政文書の保存期間基準						別表第1 行政文書の保存期間基準					
事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）		保存期間	具体例	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）		保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	① (略)	30年	(略)	1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	① (略)	30年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>開催経緯</li> <li>諮問</li> <li>議事の記録</li> <li>配付資料</li> <li>中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>開催経緯</li> <li>諮問</li> <li>議事概要・議事録</li> <li>配付資料</li> <li>中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>		
			③ (略)		(略)				(略)		
		(2)～(7)	(略)		(略)			(2)～(7)	(略)		(略)
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	① (略)	30年	(略)	3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	① (略)	30年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>開催経緯</li> <li>諮問</li> <li>議事の記録</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>開催経緯</li> <li>諮問</li> <li>議事概要・議事録</li> </ul>		
			③ (略)		(略)				(略)		

			イ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>				イ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>
			③ (略)		(略)				③ (略)		(略)
		(2)～(7)	(略)		(略)			(2)～(7)	(略)		(略)
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・<u>議事の記録</u></li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、提言</li> </ul>		(1) 立案の検討	① (略)	30年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・省令案・規則案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文</li> <li>・意見公募要領</li> <li>・提出意見</li> <li>・提出意見を考慮した結果及びその理由</li> </ul>			②立案の検討に関する審議会等（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・<u>議事概要・議事録</u></li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、提言</li> </ul>
			③ (略)		(略)				③ (略)		(略)
		(2) 意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・省令案・規則案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文</li> <li>・意見公募要領</li> <li>・提出意見</li> <li>・提出意見を考慮した結果及びその理由</li> </ul>		(2) 意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>府令案</u>・省令案・規則案</li> <li>・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文</li> <li>・意見公募要領</li> <li>・提出意見</li> <li>・提出意見を考慮した結果及びその理由</li> </ul>
		(3) 制定	省令その他の		<ul style="list-style-type: none"> <li>・省令案・規則案</li> </ul>			(3) 制定	<u>内閣府令</u> 、省		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>府令案</u>・省令案・規則案</li> </ul>

		又は改廃	規則の制定又は改廃のための決裁文（一の項木）		・理由、新旧対照条文、参照条文			又は改廃	令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文（一の項木）		則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文
		(4)、(5)	(略)		(略)			(4)、(5)	(略)		(略)
閣議、関係機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯						閣議、関係機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)～(3)	(略)	30年	(略)	(4) 基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4	①(略)	②立案の検討に関する審議会等（五の項イ）	③～⑤(略)	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	(略)
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)～(3)	(略)	30年	(略)	(4) 基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4	①(略)	②立案の検討に関する審議会等（五の項イ）	③～⑤(略)	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	(略)

		の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)									
6	関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③(略) ④会議に検討のための資料として提出された文書(六の項口)及び <u>会議(國務大臣を構成員とする会議に限る。)の議事が記録された文書</u>	10年	(略) ・配付資料 ・ <u>議事の記録</u>	6	関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③(略) ④会議に検討のための資料として提出された文書(六の項口) <u>(新設)</u>	10年	(略) ・配付資料 <u>(新設)</u>
7	省議(これに準ずるものを	省議の決定又は了解に関する	①、②(略) ③省議の検討のための資料	10年	(略) ・配付資料 ・ <u>議事の記録</u>	7	省議(これに準ずるものを	省議の決定又は了解に関する	①、②(略) ③省議の検討のための資料	10年	(略) ・配付資料 <u>(新設)</u>



						(ハの項口)					
						⑤ (略)					
						(略)					
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ) ③~⑤ (略)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)	9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ) ③~⑤ (略)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)
10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ) ③~⑤ (略)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)	10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ) ③~⑤ (略)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の権利義務の得喪及び	(1) 行政手続法(平成5	①立案の検討に関する審議会等文書	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録	11	個人の権利義務の得喪及び	(1) 行政手続法(平成5	①立案の検討に関する審議会等文書	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録

	その経緯	年法律第 88号) 第2条第 8号口の 審査基 準、同号 ハの処分 基準、同 号二の行 政指導指 針及び同 法第6条 の標準的 な期間に 関する立 案の検討 その他の 重要な経 緯	(十の項)		・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言		その経緯	年法律第 88号) 第2条第 8号口の 審査基 準、同号 ハの処分 基準、同 号二の行 政指導指 針及び同 法第6条 の標準的 な期間に 関する立 案の検討 その他の 重要な経 緯	(十の項)		・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言
			②～⑤ (略)		(略)				②～⑤ (略)		(略)
			(2)～(5)		(略)				(略)		(略)
			(6)不服 申立てに 関する審 議会等に		① (略) ②審議会等文 書(十四の項 口)				裁決、決定そ の他の処分 がされる日 に係る特定		(略) ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料

		おける検討その他の重要な経緯	③、④ (略)	日以後10年	・答申、建議、意見 (略)			おける検討その他の重要な経緯	③、④ (略)	日以後10年	・答申、建議、意見 (略)
			(7)		(略)				(略)		(7)
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②~⑤ (略)		(略)				②~⑤ (略)		(略)



		(2)～(5)	(略)	(略)	(略)			(2)～(5)	(略)	(略)	(略)
		(6) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	採決、決定その他の処分 がされる日に係る特定日以後10年	(略)			(6) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	採決、決定その他の処分 がされる日に係る特定日以後10年	(略)
	② 審議会等文書(十四の項口)		・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見			② 審議会等文書(十四の項口)	・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見				
	③、④ (略)		(略)			③、④ (略)	(略)				
		(7)	(略)	(略)	(略)			(7)	(略)	(略)	(略)
職員の人事に関する事項						職員の人事に関する事項					
13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項						その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	① (略)	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②～⑤ (略)		(略)	②～⑤ (略)			(略)		

		(2)	(略)	(略)	(略)			(2)	(略)	(略)	(略)		
15, 16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			15, 16	(略)	(略)	(略)		
17	独立行政 法人等に 関する事 項	(1) 独立 行政法人 通則法 (平成1 1年法律 第103 号) その 他の法律 の規定に よる中期 目標の制 定又は変 更に關す る立案の 検討その 他の重要 な経緯	① (略)	10年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・意見</li> </ul>	17	独立行政 法人等に 関する事 項	(1) 独立 行政法人 通則法 (平成1 1年法律 第103 号) その 他の法律 の規定に よる中期 目標の制 定又は変 更に關す る立案の 検討その 他の重要 な経緯	① (略)	10年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事概要・議事録</li> <li>・配付資料</li> <li>・意見</li> </ul>
			② 評価委員会 に検討のため の資料として 提出された文 書、評価委員 会における議 事が記録され た文書及び評 価委員会の決 定又は了解に 至る過程が記 録された文書 (二十四の項 口)		(略)					② 評価委員会 に検討のため の資料として 提出された文 書、評価委員 会における議 事が記録され た文書及び評 価委員会の決 定又は了解に 至る過程が記 録された文書 (二十四の項 口)		(略)	
		(2)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(2)	(略)	(略)	(略)
18	政策評価 に関する 事項	行政機関 が行う政 策の評価	① 政策評価法 第6条の基本 計画又は政策	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> </ul>	18	政策評価 に関する 事項	行政機関 が行う政 策の評価	① 政策評価法 第6条の基本 計画又は政策	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・議事概要・議事録</li> <li>・配付資料</li> </ul>		

		に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）	評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ）		・中間報告、最終報告、提言			に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）	評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ）		・中間報告、最終報告、提言
		第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	②～⑥（略）		（略）			第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	②～⑥（略）		（略）
19	公共事業の実施に	直轄事業として実	①（略） ② 立案の検	事業終了の日に係る特	（略） ・開催経緯	19	公共事業の実施に	直轄事業として実	①（略） ② 立案の検	事業終了の日に係る特	（略） ・開催経緯

	関する事項	施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	討に関する審議会等文書（二十七の項イ）	定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言  (略)		関する事項	施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	討に関する審議会等文書（二十七の項イ）	定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言  (略)	
20	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		20	(略)	(略)	(略)	(略)	
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) (略) 審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書（二十九の項）	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言		21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) (略) 審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書（二十九の項）	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
(以下略)							(以下略)					

備考  
 一 (略)  
 二 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ 内閣官房令、人事院規則の規定による。

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

- 1 (略)  
 2 具体的な移管・廃棄の判断指針  
 (1) (略)

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯		
1～3	(略)	(略)
4 省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(略)	移管
(以下略)		

注 (略)  
 (2)～(4) (略)

備考  
 一 (略)  
 二 職員の人事に関する事項について、内閣府令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ 内閣府令、人事院規則の規定による。

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

- 1 (略)  
 2 具体的な移管・廃棄の判断指針  
 (1) (略)

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯		
1～3	(略)	(略)
4 <u>内閣府令</u> 、省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(略)	移管
(以下略)		

注 (略)  
 (2)～(4) (略)